

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和6年6月25日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和6年6月25日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第74号議案	「質疑・討論・採決」
第75号議案	「質疑・討論・採決」
第81号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄				
委員	カークランド陽子	今泉吉孝	小林秀徳	竹下修平	齊藤竜也		
	佐宗龍俊	鈴木長良	浅尾洋平	柴田賢治郎	小野田直美		
	山田辰也	村田康助	山口洋一	滝川健司	中西宏彰		
議長	長田共永						

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美 書記 高橋加奈

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、6月21日の本会議におきまして本委員会に付託されました第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）、第75号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び第81号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第4号）の3議案について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、一問一答により簡潔明瞭にお願いをいたします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入16款国庫支出金の質疑に入ります。

質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）歳入16款2項2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金、11ページです。

用途を伺います。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 こちらは、令和6年10月から児童手当拡充に伴いまして、今回の補正予算に計上してあります人事給与システムの改修に要する経費に充てる交付金でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款国庫支出金の質疑を終了します。

歳入17款県支出金の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、通告に従って質疑をさせていただきます。

歳入17款2項4目であります、農林水産業費県補助金、水田農業経営所得安定対策推進費補助金、資料の11ページであります。

181万円が減額となっておりますが、その理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 減額となった理由につきましては、補助事業の内示額が示されたことによるものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 内示額ということは、当年度当初予算の予算書資料、多分47ページか48ページだと記憶しますが、この中で令和6年度、当該事業に関わる予算立ては551万7千円だと思いますが、それが内示額ということですが、通常こういう事業は前年度にある程度積み上げをしていってできた積算根拠に基づいて予算を計上し、それを予算査定をしていいよねということで、我々に対して令和6年度予算として提示をしてくるわけですが、その積算の中で181万円が内示額として減額をされたその理由等々については、本市としてはどのような対応をされたのかお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 減額につきましては、補助事業の申請を会計年度任用職員のフルタイムで雇うように要望しておりますけれども、県、国の査定で切られております。

その会計年度任用職員の足りない分につきましては、他の職員でカバーするようにしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、17款2項4目農林水産業費県補助金、水田農業経営所得安定対策推進費補助金、11ページ。

先ほどの山口委員の説明ではほぼ理解しております。

新城市では、水田農業事業で生活をされる方は非常に少ないと聞いておりますけど、県でも補助金対策としてこういうものを考えていながら、実際のところ、新城市は水田関係の農業の所得をメインにしてるところというのは少ないと聞いてますけど、市では、その辺の把握はしておられるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員に申し上げます。

この通告、水田農業経営所得安定に関してのところよろしいですね。

○山田辰也委員 はい。

○丸山隆弘委員長 お願いします。

補助金の獲得についての流れも含めて説明してもらえればいいですか。

○山田辰也委員 はい。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 申し訳ございませんが、反問権を使わせていただきます。

もう一度、御質疑をお願いします。

○丸山隆弘委員長 反問権、認めます。再度お願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 減額されるというのは人件費の関係だと言うんですけど、農業を推進すべき立場から見ますと、ただ減らされただけではなくて、現在の新城市の状況なんかは県には理解していただいているということを知ったんですけど、予算を減らされる理由はもうそういうことかもしれませんけど、水田の関係の事業者がかなり減ってるものですから、そういうふうにとどんどん減らされてると

いうことを聞いたんですけど、その辺りですけどいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 今、委員がおっしゃったように、水田で経営を立てる方は少なく、その中でこの事業は、水田の飼料作とかいわゆる転作の補助金の事業でございます。転作の補助金の事業もちょっと規模が減少しておりますので、愛知県としましても、その分に対応して補助金を毎年減らしているというような状況でございます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款県支出金の質疑を終了します。

歳入22款諸収入の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

22款であります、雑入、農業振興対策室運営費負担金というのが、資料13ページで上がっております。

この287万8千円ではありますが、その内容と負担の相手方についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 内容につきましては、農業振興対策室の業務に係る会計年度任用職員の報酬及び費用弁償です。

負担の相手方は愛知東農業協同組合でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、農業振興対策室、会計年度任用職員さんの負担だということであったわけではありますが、実ははっきりしてるんだったら、雑収入、諸収入に入れる必要ないと思うんです。雑入勘定というのを適用するには、正当な理由がある、ない科目を適用す

るというのが通常でありますので、明らかに農業振興対策室運営費負担金というものであれば、これ歳出の項目にもなるかと思うんですが、歳出の項目をあえて補正の中で立てて入れればという、入りと出がはっきりするという、俗に言う勘定論でいきます費用収益対応の原則というのか、そういうことになるうかと思うんですが、なぜここで諸収入、雑入にしたかということは、今、自身が申し上げたように適切な勘定科目がなかったから、まずは一度ここで諸収入として受けて、それを財源として出すんだという考えでよろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 今、委員がおっしゃったとおり、受けの科目がございませんでしたので、そちらのほうで受けました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入22款諸収入の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第74号議案の令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）の歳出2款3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住基管理事業、15ページになります。

委託料130万9千円の内容を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 説明させていただきます。

戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和

5年6月9日に公布され、戸籍の氏名の振り仮名が記載されることになり、戸籍システムの改修を行うこととなりましたが、本委託料は、令和6年4月1日に実施要領が改正され新たに改修対象となりました本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を通知するための機能整備に係るシステム改修費となります。

なお、システム改修に係る費用は全額国庫補助となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。全て国のお金ですということでありました。

こちらというのは、いわゆるマイナンバー制度よってのシステム改修という理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 政府のマイナンバー政策の1つとしまして、令和6年度からマイナンバーカードを海外でも利用できるという方針が示されておりまして、その際、マイナンバーカードの券面に氏名のほか、氏名のローマ字表記を記載することを念頭に入れまして、氏名の振り仮名の法的根拠を与えるための法制化が必要であるとして、氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とすることとなっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。国のマイナンバーの経費ということで、今後、海外にも行けるようにということの改正だということに理解いたしました。

ちょっとお聞きしたいのは、今、マイナンバー、国が非常に強力で押し進めて、今回も国費で全額やっていくということで関連があるわけですけど、マイナンバーによる問題、紐づけでミスがあるということが全国でも明らかになったというところがあって、非常に始めは大丈夫、大丈夫ということで、国のほ

うも推し進めるということをやった結果は、結局、紐づけだとか、海外の情報に流出している可能性があったりだとか、そういう今、危険な現状があるわけですけど、こうした市民情報の管理というのは、このまま進めていいのかなという私自身の立場なんです、市民の情報管理というのは本当に大丈夫だと言えるのか、今の現時点で認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 市民課がマイナンバーカード紐づけに関する調査、所管課ではないんですが、保険証など紐づけが間違っているという話は、私のところでは聞いておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 歳出4款1項5目 予防費、予防接種事業、17ページ。

(1) 事業内容は。

(2) 予定対象人数は。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 事業内容としましては、新型コロナウイルス感染症が予防接種法のB類疾病に位置づけられたことにより、定期接種として実施するものです。

対象者は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までで予防接種法に定められた障がいにより日常生活に支障を来す方になります。

予定する対象人数は1万1千人を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 このお知らせ方法ですけれども、接種券を送るのか、それとも希望者に連絡してもらおうのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 65歳以上の方につきましては、接種券を送付という形で考えております。

60歳から64歳の方につきましては、申出があった者と検討しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 接種希望者の負担額は幾らになるか教えてください。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 今のところ、自己負担額は2千円を考えておりますが、一部、低所得の方に関しまして、経済困窮者と言われる市民税非課税の方や生活保護世帯の方につきましては、負担金の免除を予定しております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 1人2千円ということで、ちなみにこれ一般財源からも予定されているんですけども、それはどうしてか教えてください。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 今までは、コロナの予防接種は特例臨時給付といたしまして、国が蔓延予防上緊急の必要があると認められて、国の負担でやってまいりました。

それが、今度の令和6年4月1日からは定期接種ということで、定期接種は市町村がやると決まっておりますので、一般財源を使わせていただきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 国では7千円の自己負担でできるよということ、残りは市町村で決めてくださいということだと思っておりますけども、ここを7千円とせず2千円

の負担でできるようにした理由を教えてください。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 今回に関しましては、国から助成金などがありますので、そこを鑑みまして、皆さんの御負担を7千円のうち2千円に設定させていただきました。

この2千円の根拠ですが、医療法の適用としまして3割程度の負担と、いろんなものをお願いしておる関係で7千円の3割程度の負担ということで2千円と想定させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ちょっと国の資料を見ますと、昨年末時点で3,260円としていたワクチン代について1万1,600円程度に見直したということで、そうすると仮に3割だとしても、それで超過分の8,300円を今回、国が補助するという事なんですけども、そうすると合計1万5千円程度になると思うんですけども、3割ですともうちょっと多くなるような気もするんですけども、安く受けられるようにするというのは、市として推進してるからということでよかったですでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 今、委員がおっしゃられました接種費用1万5,300円程度の国は見込みを立てておまして、そのうち助成金の単価を8,300円としております。そうしますと残り接種費用が7千円ということで、この7千円はあくまでもワクチン代と手技代にかかっての費用という形で国から示されております。

そのうち、自己負担を取っても構わないということがありますので、7千円のうち3割をかけまして2,100円ですが、そこを2千円と想定させていただきました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 自治体の権限で決めてると思うのですが、つまり推進しているということで、余計接種しやすくなるわけですよね、値段が下がれば。そういうことでよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 定期接種のB類につきましては、特に勧奨するということはおりません。ただ、お知らせとして周知するというので、受診するような環境を整えたということになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 値段が安ければ当然ハードルが下がるわけで、より多くの方が接種するんじゃないかなと想像いたします。

ちなみにですが、以前の私の一般質問の中で、御存じかと思いますが、今、物すごく戦後最大級の数の健康被害や死亡者がこのワクチンによって起こってるのではないかとということで、認定されてる数が物すごい数、認定されてるんですけども、そういったことについて市でもホームページなどで積極的にお知らせしてほしいということをお願いしましたら、検討するという御回答いただいたんですけども、そういったお知らせはしていただいておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 このコロナウイルスは3月31日で接種が終わりますので、今現在はお知らせという形はさせていただいておりません。

今後、この接種が始まる時に副反応についてもこういったことがあるということはお知らせする予定ではあります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうしますと、接種をされるであろう方たちは、そういった情報を知らない可能性があるということだと思

うんですけども、そういったことを今起きてる健康被害に関して市としてはどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 健康被害につきましては、今言われるようにほかの予防接種よりは多いということで調べましたところ、令和6年6月10日現在で、全国の件数は1万1,305件ということで、これ進達件数になるんですけども、ほかの予防接種と比べると多いということは認識しておりますので、何らかの形でお知らせはしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、続きまして、歳出4款1項5目予防費、予防接種事業、17ページ。

事業の内容と一般財源を利用する理由は。先ほどのカークランド委員の説明で理由は理解できたところなんですけど、国によっては補助金を出してない、各自治体が出してないことが多いようですが、先ほど新城市では推進のためのように、私、そういうふう感じたんですけど。

これ、ワクチンの接種を進めていきたいということで、1万1千人が対象だということですが、65歳以上でこの25%近くで1万1千人に、全て接種を進めていきたいという認識で行っているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 予防接種に関しましては、お知らせを周知してくださいというように法にもうたわれておりますので、こういった予防接種がありますよということを通知申し上げるという形になります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほどの答弁の中で、全国

的にもワクチン被害が増加して、1万1,305件もあるということ、これも一緒に周知しながら、そういうふうな方向に市民に知らせるわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 副反応等ですとか、あと健康被害等のことにつきましては、何らかの形で紙面の都合上もありますが、お知らせする予定でおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、副反応のことで、知り合いも肺血栓で急に亡くなってしまったんですが、老人会なんかもよく行くんですけど、皆さん信用してないんですね、このワクチンというのを。全国的にも被害が多いし、国のワクチン訴訟にもなっているということを知っていて、お年寄りの方は最初は信用してどんどん進めたんですけど、最近になってこういうことから、あまり市が率先してするべきではないと、私は思うんですよね。

一般市民の方がワクチンの訴訟とか、こういう被害で死なれるとかそういうことについての説明より、蔓延予防とかワクチンを打たなくてはならないとかそういうところばかり宣伝してるんです。ですから、もっと市民に知らせるべきでは、広報ほのか等でもしれませんが、副反応の問題点については市はどういう取組をしておるんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 副反応の取組といたしましては、ホームページ等でコロナのワクチンに限らず、健康被害救済制度について載せさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ホームページを見れる方は問題ないんですけど、そうじゃない方はやはりもう少し、お金を使って命に危険が及ぼすようなこういうものを、私は最初は信用して

たんですけど、どうも違うんじゃないかというのが、今、世間の感じるところなんですよね。

ですから、もっともっと両方の説明をしていく必要があると思いますので、今後そういう告知方法も考えておられるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 今回の予算に限って。

○山田辰也委員 そうです。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 反問権、よろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中身、内容について、どうということ。

○伊與田吏美健康課長 告知というのは、もう少し具体的にお示しいただけますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 反問権、認めます。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 実際に、このワクチンが健康被害を及ぼすというのはテレビとか大学でも、可能性が高いということを言ってるんですけど、お年寄りの方はホームページも見れないですし、そういう集まった機会も初めて聞くような人がまだいるんですよね。

1万1千人を対象にしたこの大きな1つの方法だとすれば、もう少し丁寧に可能性、じゃあ本当にワクチンで重症化を抑えたかという実例なんか全然聞いてない状態でやってるもんですから、対象人数が多いということはその説明も必要だと思って、今言ったんですけど、ホームページを見てくださいというのは。

〔「反問権の答え」と呼ぶ者あり〕

○山田辰也委員 反問権ね、何を告知するということですね。

告知方法として不十分じゃないかと、そういうふうに思ってるもんですから。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員に申し上げます。

先ほどから、カークランド委員のところで

もお答えしていただいておりますけれども、再度繰り返しの答弁になると思いますが、よろしいですかね。

○山田辰也委員 はい、お願いします。

○丸山隆弘委員長 周知の関係で、基本的なところを伝えていただければ、再度お願いします。

伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 周知につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、65歳以上の方には個別通知で、副反応のことも含めまして周知を考えております。

また、例えば副反応の疑いですとか、あと健康被害についての御相談も健康課で承っておりますので、そういった御不安があった方につきましては、個別に対応を現在もさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

4款1項5目予防費、予防接種事業、17ページです。

1、1億5,680万円の内容を伺いますとありますが、先ほどの委員のやり取りで内容は分かりましたのでこちらのほうは結構です。

2点目、財源内訳と新型コロナワクチン接種対象者を65歳以上の者と予防接種法に定められた一定の障がい者を有する者とした理由を伺います。

3、近隣の自治体の対応を伺います。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 では、2のほうから順番にお答えさせていただきます。

財源内容は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金と一般財源になります。

また、接種対象者は、国が定める定期接種のB類疾病を対象として同様といたしました。

近隣の自治体の対応ですが、東三河の他市4市につきましては、本市と同様に6月補正で対応すると聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。この対象者見込みは1万1千人だよということで理解をいたしました。

具体的に65歳以上と、障がい者を有する者という定めなんですけど、具体的に言いましたこの障がい者を有する者というのは、大体どういった方なのか、そういったのを分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 障がい者を有する者は、通知のほうでインフルエンザワクチンにおける接種の対象者と同様とお示しがありまして、このインフルエンザにかかる障がい等の方は60歳から64歳の方であって、一定の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障がい者を有する者を対象者とする定められておりますので、同様に考えております。

また、細かなものにつきましては通知で細かく定められておりますので、こちらのほうをまた問合せ等ありましたら、お答えする予定でおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう心筋梗塞だとか腎臓だとかそういったほうに障がいを持っている方だということだと思います。

それで、そうした障がい者を有する方というのは、今回、大体見込みは何人ぐらいということを考えているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 これも昨年度のインフルエンザの予防接種が同じような対象としておりますので、そちらを確認したところ9名の方が申請ということで、今回はコロナに

関しては10名を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

あとは、新型コロナウイルスが5類になったという形になって、今回、定期接種に含まれていくよということで理解はしているんですけど、条件に合う方々見ますと、65歳以上という決めにされてるのかなとは思いますが、ただそれ以外に20代とか50代、働き盛りの方もいるわけありますので、そういった方々にはこういった補助のような恩恵というのはないのではないかなとちょっと自分の中で思っているんですけど、そういった方々に対しての認識というか、今回こういうふうにしたというふうな決めの基準だとか、そういった配慮というのは何か考慮、考えているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 今回につきましては、予防接種法の定期接種B類に対象のものに限らせていただいております。それ以外の方につきましては、任意接種ということで、御自分のほうで医療機関で接種をお願いしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。残りの、やはりね、できれば働いてるといふか、若い人にもそういった補助的なものも必要ではないかなとは思っておりますが、理解いたしました。

あとは、3番目の近隣自治体の対応ということで、先ほどほかの市町も同じようなことですが、こちらの条件とか、あとは負担額についても、新城が今回出した条件とほとんど同じという理解でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 近隣の4市につきましては、自己負担金は新城市と同額と聞いて

おります。

対象も同じと聞いております。

以上です。

丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 6款1項3目についてお伺いします。農業振興費、人・農地振興事業の資料17ページでお願いします。

1点目、事業の内容についてお伺いをします。

2点目、補正の財源内訳からお伺いをしたいと思います。アとして、減額分を充当した理由。

イとして、諸収入262万2千円を充当した理由。

次に、ウとして、諸収入と雑入の差額がございます。諸収入25万6千円が287万8千円との乖離があるんですが、それについての詳細についてお伺いしたい。

以上、お願いします。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 では、順次お答えさせていただきます。

(1) 事業の内容は、担い手の確保・育成、農業経営の発展・改善、水田農業経営の安定化及び担い手への農地の利用集積を図る事業でございます。

なお、今回の補正については、農業振興におけるワンフロア化のため、市、愛知東農業協同組合、農林業公社しんしろが協定を結び、農業振興対策室として業務を行っています。

しかし、令和6年度において、愛知東農業協同組合より職員を専属で担当させることが

困難である旨の申出があり、協議したところ、会計年度任用職員にて、愛知東農業協同組合の職員が担当する業務を補うこととなったため、会計年度任用職員の報酬を増額するものです。

続きまして、(2)ア、減額分を充当した理由はということで、農業振興対策室運営費負担金については、愛知東農業協同組合との協議において、会計年度任用職員にて農業振興対策室の業務を行うこととしたため、人・農地振興事業における報酬等に充当していません。

また、同事業の報酬等の財源としている県補助事業の内示額が示されたため、歳入予算を減額しています。

よって、充当財源の増額と減額を併せて行い、今回整理しております。

イ、諸収入262万2千円を充当した理由ですけれども、農業振興対策室運営費負担金287万8千円のうち、予算の配当替えにおける報酬等に25万6千円を充当し、人・農地振興事業の報酬等に262万2千円を充当しています。

続きまして、ウ、諸収入と雑入の差額25万6千円の詳細につきましては、年度当初の報酬等の支払いを配当替えにて対応しており、そちらのほうに充当しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1点目、(1)については理解をいたしましたし、当然、当初予算のときからこういうことで進んできているということなので、これには疑義を申し立てるものではありません。

そこで、(2)の中で、今、答弁いただきましたように、愛知東農業協同組合と協議をしてきた。そして、従前、愛知東農業協同組合から職員の派遣があるわけでありましたが、多分、令和5年度は予定はしていたんだけど、1日も来てなかったというのが実態だと思う

んですが、そういうことがあり、令和6年度については全く該当する者はいなかったからということだと思います。

そこで、当初予算案を作成されたときに、会計年度任用職員としての予算がここの人・農地振興事業のその前の地域農業振興事業の中の229万円の中の001を見ていきますと、会計年度任用職員202万8千円というのが予算化をされております。これに加えて262万2千円ということになるのか。この数字だけですと81万2千円しか増加がないようにしか見られませんが、ということがまず1点、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 今、委員がおっしゃられたとおり、当初予算に287万8千円を報酬等として、必要分、追加している分を愛知東農業協同組合さんから負担金としていただいているものです。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何かこの数字だけ見ると、287万8千円を、これ愛知東農業協同組合287万8千円というの、万単位に及ぶ組合員が日常の農業協同組合の共同活動を行った中の成果、要するに果実で生まれたものから実は出してるわけなんですよね、出してる。それで、そこで、例えば262万2千円はということですが、181万円の減額分をこれ何か相殺してるようにしか見えないんですよ、これ、この81万2千円の計算ですと。

理屈は分かります、分かるんです。はっきり分かるんですが、この補正予算書を見る限りでは、県の補助金が減ったから、財源内訳の中でマイナスを打ってきてる。それで、262万2千円を208万2千円に加算をして、会計年度任用職員さんをお願いをしたい、ここも分かりますが、どうも差し引きすると、計算はあるんですよ、81万1千円。これをもっと分かりやすくするような形の中の表記をすれば理解ができるんですが、どうも181万円

の内示額の決定で減額された部分を、愛知東農業協同組合が負担をしているようにしか数式上は見えないんだけど、その点はよろしいんでしょうね。

○丸山隆弘委員長 竹内農業課参事。

○竹内克典農業課参事 委員がおっしゃられるとおり、ちょっと紛らわしい表記になっておりますけれども、あくまでも負担金の収入の増、収入による増と、今回、内示額による補助金の減を、同じ科目で同時に行ったために紛らわしい表記となってしまいました。その点を御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 内容分かりました。じゃ、御苦労されて、せつかくつくられるなら、この予算書もそのように、こういうところこうなって、これはこうなってとされたほうが、議員の皆さん理解をしやすいのかなと思います。

恐らく、竹内さんはじめ職員の皆さん、すごく頑張ってやっていただけることは十分理解できますし、事業も推進をしていただけてることも分かっておりますが、やはりこういった1からゼロの数字の掛け合わせをした、語呂合わせをしたときのものは、もう少し分かりやすくできるとよろしいのかなということでもありますので、今回、理解をさせていただきましたが、次回からはそういったことが分かるように説明資料等添付いただければと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 6款1項3目農業振興費、人・農地振興事業、17ページ。

会計年度任用職員報酬の増減額の理由については、ただいま山口委員からの説明で理解できましたので取り下げします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、カーランド陽子委員。

○カーランド陽子委員 では、7款1項3目観光振興費、WRC関連事業、19ページです。

1、事業の内容は。

2、増額の理由は。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 WRC関連事業の事業内容につきましては、FIA世界ラリー選手権の最終戦が11月21日から24日まで愛知県、岐阜県で開催が予定されており、当市も競技会場の1つとして計画されております。

主催者から今大会の内容が正式に発表されておりませんので、現在お伝えできることは、資料にあるとおりとなります。

増額の理由としましては、当初予算で要求させていただきましたコースが変更となるため、観戦エリア変更のための会場整備委託料や、観戦エリア設置資機材及び観客輸送用のバス費用、コース整備工事費などになります。

○丸山隆弘委員長 カーランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業、17ページです。

工事の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 工事の内容につきましては、令和5年度3月補正予算でお認めいただきました7号泉源泉ポンプ取替工事において、ポンプ取替えの際、ポンプから接続する揚湯管については既設管を再利用する計画で工事を実施したところ、既設管接合部分の不

具合により管を再利用することができませんでした。ポンプに不具合が生じていたことから、ポンプの取替えは予定どおり行わなければならない、急遽、請負業者所有の仮設管を使用して源泉ポンプ取替工事の施工を完了しております。

今回の工事内容は、その仮設管を取替えるものになります。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 このポンプ取替えることで、前も聞いたかもしれないんですけども、これをする事で何がよくなるというか、今までとどう改善されていくのかというところを教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今回、ポンプの取替えではないんですけども、揚湯管を取替える理由としましては、今、仮設管でありますので、正式な管に取替えをしたいということになります。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 分かっているようでしたら結構なんですけども、いつ頃やられる予定なのか。分かっているようでしたら教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 工事の予定につきましては、秋にメンテナンス期間中がありますので、その時期を予定しております。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業になります。17ページです。

1番が547万8千円の内容を伺いますですが、先ほどの質疑で分かりましたので、こちらのほうはいいです。

2点目、源泉ポンプ揚湯管取替工事は定期的に行うものなのか、前回交換した日を伺い

ます。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 揚湯管取替えにつきましては、定期的に行うものではありません。

また、これまでに交換したこともありません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、定期的に行うものではないということで、前回からも交換したことはないということですが、ということは、この揚湯管、ポンプですね、源泉からのポンプの施設というのは、恐らく平成17年に設置されたと思うんですが、そこから今現在まで取替工事とかしたことはないという理解でいいですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この7号泉につきましては、令和2年3月5日に一度ポンプの取替工事を行わせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すいません。もう1回聞きます。こちらのポンプは、前回取替えたのが令和2年3月に取替えたよということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 そのとおりで、令和2年3月にポンプの取替えを行っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 令和2年、ポンプ取替えて、今回、令和6年6月になって、この仮設の管取替え、3月の補正予算で認めたお金も含めて、今現在540万円のお金でポンプの取替工事をするということの経緯でよかったですか。

○丸山隆弘委員長 確認ですね。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。過去の経緯としましては、令和2年3月に一度ポンプの工事をさせていただいております。そして、令和6年3月にポンプの取替工事をさせてい

ただきました。その際に、その揚湯管に不具合が出てしまいましたので、仮設管をそこで設置をさせていただいております。その仮設管の取替えを今回、補正予算として上げさせていただいております。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 令和2年3月はポンプを替えて、令和6年、今年の3月は管を替える。

〔「ポンプ」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員 ポンプを替える、あ、2回ポンプを替えるということですか。ちょっとそこら辺を本当は資料請求で出したんだけど、そういったことは出てこないものですから、なかなかこのイメージが湧かなくて、そこら辺ちょっと整理をさせていただければ、ポンプと管があるんだということも、私、素人で、今、分かりましたし、それが定期的に行われているのかと言ったら、そうではないと言われたが、でも、令和2年にはポンプを替え、令和6年は管を替え、ポンプを替え、そこら辺ちょっと整理して教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、再度確認でよろしいですか。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 申し訳ありません。令和2年3月に一度ポンプの取替えをさせていただいております。そのときは、その揚湯管がそのまま使うことができましたので、管を使わせていただいております。

そして、令和6年3月にまたポンプの交換をさせていただいたときには、その揚湯管に不具合が生じたので仮設管のほうを設置させていただいております。

それで、その仮設管を今回、補正予算で取替えの予算を上げさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 よく分かりました。ポンプが、令和2年、令和6年と替えて、管が今回

仮設管をもっと新しい管に取替えるということで理解をいたしました。

そういう形で管理はされているということですが、こちらのこのポンプ、管含めてですが、こういった供給システムというのは、施設というのは条例で定めということで予算立て含めて、こういう形で出てるということによろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 新城市湯谷温泉管理に関する条例に定められております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こちらの湯谷温泉管理に関する条例なんです、こちらは供給装置の管理義務項目というのはあるのでしょうか、あるかないかだけ教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 第10条に温泉供給の原則とありますので、そちらになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 第10条ですね、はい。でも、第10条は、温泉供給の原則で、第10条、「温泉の供給は、昼夜不断とし、供給装置の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほかは、制限又は停止しない」ということですね、第10条第1項ですかね。

そこでありますが、じゃあこの条項としては、供給装置の義務管理というような定め項目というものはないということによろしいですかね。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 項目として載ってはいません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。すみません。なぜそういうことを言ったかという、受給装置の管理義務というのは、項目で起こしてるものですから、受給があったら供給のほう

があるかなと思って聞きましたが、そういうことで項目はないということで理解いたしました。

じゃあこの取替えの時期というのは、何て言うんですかね、このポンプというのは揚水管というのは詰まりやすい状況ということで替えるのか、どういう破裂、ひび割れがあったので替えるのか、そこら辺どういう状況になるのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今回、取替えを行う理由としましては、3月にポンプの取替えをした際に揚湯管を外して、1本ずつに126メートルありますので、1本9メートルの管を1本ずつに外して再利用しようと思ったんですけども、その接合部分が不具合を起こしてもう一度使うことができませんでしたので、全て取替えをすることになっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 接合部分が不具合でということ、特に管は詰まったりとかそういったことはないということで理解をいたしました。

こうした点検というのは、特に定期点検というのはなくて、そういうポンプが不具合とかそういった起こしたときに調べて、おかしいなと思ったらこういうふうに替えるという状況の管理ということによろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 日常の不具合につきましては、制御盤にモニターがついておりまして、そこでエラー表示等がされますので、そのエラー項目を見てどこに不具合があるかというのが分かるようになっておりますので、それで、ポンプとかこういった大きなものが故障した場合には取替えということになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員、お願いします。

○浅尾洋平委員 次の質問に入ります。

7款1項3目観光振興費、WRC関連事業、19ページになります。

285万1千円の内容を伺いますということですが、先ほどの質疑で大体分かったので、2問目お聞きしたいんですが、このWRCのコースが新城にもかかるということですが、これはどこら辺にコースがかかるということか分かるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 すみません。正式なコースはまだお伝えすることができませんけれども、新城市内にあります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まだコースは調整中ということなのかなと思いますが、必ず新城にかかるコースがあるということは確約でいいんですよね。というのは、まだコースも発表されてないということと、あと、こういう予算があるということと、あと、うちだけではなくて、岡崎、豊田、設楽、岐阜の中津川等もあるということなので、本当にコース通るのかなというちょっと不安があるんですが、そこら辺、確約等ちゃんと取れるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。確約と言われるとちょっと難しいんですけれども、新城市内のコースが今、案として挙げられておりまして、地元のほうとも調整をさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、8款1項2目高規格

道路対策費、豊橋新城スマートIC（仮称）整備事業、19ページ。

事業損失防止調査としての家屋等の事前調査の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。

○権田晃明道路政策推進室長 事業の損失防止調査につきましては、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）整備事業の工事施行に伴い、工事の影響により損害を受けるおそれがある家屋等を対象に、事前に現在の状況を把握するために調査を行うものです。

本委託業務は、中日本高速道路株式会社及び豊橋市からの負担金を受け、本市で一括して発注を行うもので、建物19棟及び工作物4か所の調査を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 半分市がやるということで、具体的な損失というのは、これはどんな損失なんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 権田室長。

○権田晃明道路政策推進室長 工事の例えば振動だとか、そういったもので被害を受ける場合がありますので、それを事前に建物等の状況を把握させていただいて、もしそういったことがあれば、また調査をさせていただくという形になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、同じく8款1項2目高規格道路対策費、豊橋新城スマートIC（仮称）整備事業、19ページになります。

1の内容等は分かりました。財源の内訳を教えてくださいと思います。

2点目は、豊川総合用水管移設と事業損失防止調査として家屋等の事前調査を実施するとありますが概要を伺います。

○丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。

○**権田晃明道路政策推進室長** 2,843万4千円の内容につきましては、事業損失防止調査業務の委託費として1,362万9千円、豊川総合用水管移設工事の工事請負費として1,480万5千円を予定しております。

財源内訳につきましては、事業損失防止調査業務1,362万9千円に対し負担金として中日本高速道路株式会社から661万2千円、豊橋市から263万2千円、残りは一般財源を予定しております。

豊川総合用水管移設工事につきましては、全額を中日本高速道路株式会社からの負担金を予定しております。

2点目、豊川総合用水管の移設につきましては、豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）の本体工事の支障となる農業用水管について、土地所有者、豊川総合用水土地改良区及び中日本高速道路株式会社との協議が整い、用水管の移設及び一部を廃止するものです。工事は、用水管撤去211.9メートル、新設86.8メートルを予定しております。

事業損失防止調査につきましては、山田委員への答弁のとおりです。

以上です。

○**丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 了解いたしました。こちらは、財源の内訳も中日本高速道路、豊橋市、新城市というふうな方で財源を賄っているということで理解いたしました。

こちらの用水管の移設ということで、11メートル移動させるという工事になるのかなと思うんですが、時間というのはどれぐらいかかるのか、結構大変な作業になるのではないかなと思うんですが、そこら辺の概要、認識等々どういふものか、伺いたいと思います。

○**丸山隆弘委員長** 権田道路政策推進室長。

○**権田晃明道路政策推進室長** 用水管撤去211.9メートルと新設86.8メートルですけども、こちらは本体工事の事業着手前までに行う必要がありますので、今年度中には完了す

る予定となっております。

以上です。

○**丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 本体工事始まる前にやることは、今年度中にといいことでもありますけど、この用水管を移設というのは、一旦、用水を遮断して移動するという作業になるのかなと、素人ながらちょっと思うんですが、この用水を使う人もおられると思うんですが、そういった方々への影響だとか、移設管を移設する時間というのは大体どのぐらいなのかとか、そういった御理解いただけてるのか、そこら辺はどうなのか伺いたいと思います。

○**丸山隆弘委員長** 権田室長。

○**権田晃明道路政策推進室長** 受益者の方には御理解をいただいております、工事につきましては、まずは一旦、仮設を行いまして、水を利用しない時期、秋以降について移設を実施する予定となっております。

以上です。

○**丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** こうした形で大変な作業だと思うんですが、もっと負担が少ないような場所というのは考えられなかったのか、もうここしかなかったというのか、そこら辺はここにきてあるのかどうか伺います。

○**丸山隆弘委員長** 権田室長。

○**権田晃明道路政策推進室長** 用水管移設につきましては、地権者等々、調整した結果こういった形となっております。

以上です。

○**丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸山隆弘委員長** 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

以上で、第74号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論いたします。

この予算には、新型コロナの重症化予防を目的として対象者を限定した新型コロナワクチンの定期接種を実施するための事業費が約4分の3を占める予算です。接種費用については1万5,300円のうち8,300円を国が助成し、昨年見込まれていた7千円の自己負担で接種ができるようにしており、低所得者以外の方の自己負担額については、接種費用7千円を標準として、各自治体において御検討いただきたいとしているにもかかわらず、本市は自己負担2千円で接種することができるよう6,550万円もの予算を市独自に投入すること、以前のコロナワクチンにおいてもただだから接種したとの声も頻繁に聞かれる中、個人負担を大幅に下げるということは、明らかに市として推奨しているとは考えられない状況です。

にもかかわらず、戦後の数あるワクチンとは比べ物にならない人数の副反応や死亡事例が報告または認定されているという事実に関しては、12月の一般質問の際に周知を検討すると答弁があったにもかかわらず、いまだ行われておりません。重症化予防や感染予防効果に関しては、今年の国会で今、調べているところとの答弁があり、効果についてはいまだ明らかになっていないことが判明いたしました。

市民の命と健康を守る立場であるはずの市が市民の実態調査も行わず、このような事業に自主財源までつけて進めることに大きな疑問を感じ反対の討論とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第74号議案 令和6年度新

城市一般会計補正予算（第3号）に、賛成の立場で討論します。

今回の補正予算は、当初予算編成後に生じた事情等により、早期に取り組むことが必要になった事業を行うために作成された予算であることを理解いたします。

その上で、予防接種事業につきましては、65歳以上の高齢者や予防接種法に定められる一定の障がい等を有する方などの健康保持を狙いとする新型コロナウイルス感染症に係る定期接種費用の増額分として充当されるものであることを理解し、必要な予算であるという認識の上であります。

以上の理由により、第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）に賛成し、討論とします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論いたします。

先ほどのワクチンの質疑の中で、本来、基本的に任意接種であります2024年度以降の新型コロナワクチン接種については、個人の重症化予防のために、また重症者を減らすことを目的としておりますが、同様のB類のインフルエンザと同じ位置づけた上で、法に基づく定期接種として実施する予定のものかどうかです。

それは、国がするべきであって、市がわざわざ補助を出して、新型コロナ治療の予防のために、今、新型コロナの薬は昨年10月に承認されております。ですので、この治療薬を補助するのは分かるんですが、今さら、私はこの予防接種のために、1万1千人を対象として、新城市がその接種事業を推進するのは必要はないとして、私は反対といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 ただいま議題となっております第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどまでカークランド委員、山田委員から主にこの新型コロナワクチンの予防接種の費用について反対の意思がございましたが、市民サービス、福祉を向上させるという意味合いでは、低所得者の方、特に高齢者の方も多いかと思います。そういった方でも自由に選択をできる、接種をしたい方ができないような状態にならないように、市としてはしっかりとこのサービスを提供していくというのが第一義かと思っております。

今のこのコロナワクチンにつきましては、情報化社会の中で、その接種によるメリット、デメリット、副作用それぞれ皆さんが判断をしながら接種するのかどうか決めていけるような状況にあると思っておりますので、市が決してコロナワクチンを推奨しているというよりは、受けたい人がしっかりと受けれるような状況を提供していくという意味合いで理解しておりますので、その趣旨に賛成し、こちらの第3号補正予算について賛成といたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議題になっています第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

私自身は、今回の予算のほとんどは必要な予算だと考えておりますが、1点、2点予算に反対の疑義があるから反対させていただきたいと思っております。

主には、戸籍、住基の管理事業で、こちらはマイナンバーの経費につながっていくものであるというところであります。こちらは主

に国なんですけど、この国が思いっきり進めて大丈夫だって言いながら、このマイナンバーの紐づけのミス、情報の流出等があります。調べても、2023年度でこのマイナンバーの総点検をし、紐づけの誤り、これ1万5,907件、全国で確認をされているという、本当にミスだらけのマイナンバーの事業であります。

こうしたことは、本当に国がちゃんとやらないもんですから、こうした事態になっている。私自身は、国民のこういった情報を流出してしまうようなマイナンバーを進める事業は本当に心配だと、このままいくと、海外にあらぬトラブルの日本国民の情報が流出し、そこで被害を受けるということになりかねないかなと思ひ、国民を守るという立場でこうした事業、総点検を国がやるべき、必要だということで、反対をしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 私は、第74号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第3号）に、賛成の立場でさせていただきます。

今お話になっております予防接種事業に関しましては、不確定要素が多いところでの条件の中で、市民の方々に受けやすくしてしまう、これあくまで任意ということなので、不安要素はたくさんあるんですけども、任意というところを受けまして、ここにはあくまで市民の方々のお気持ちでということを考えまして、ただこの予算の中には大事な予算も含まれておりますので、賛成ということにさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第74号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

よって、第74号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第75号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第75号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こちらは、定額減税に関わる補正予算だと理解をしておりますが、かなり補正額が大きいです。1億4,800万円ということで、こちらのほうの算定した状況と認識、また見込数を伺います。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 定額減税補足給付金についての質問がありましたので、お答えさせていただきます。

定額減税補足給付金につきましては、定額減税可能額というものが、令和6年度分の個人住民税所得割額及び令和6年分の推計所得税額を上回り、定額減税し切れない方に給付するものであります。

定額減税補足給付金の総額は3億7,300万円です。今回、補正を受けておりますが、3月議会の一般会計補正予算（第1号）において2億2,500万円の給付額をお認めいただいております。その後、国から定額減税補足給付金の算定ツールシステムが届きまして、令和6年度分の税情報での再算定を行いました。その再算定により1億4,800万円の増額補正をするものであります。

財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を同額計上しておるものでございます。

今回、該当する人数でございます。対象者につきましては8,386人でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この定額減税も、ほんとに大変な計算を市の方々やって、大変だなと思います。非常に複雑だと聞いておりますし、こういった形で再算定しても大きくデータが違うというか、過去のデータとはまたこうやって違うということであるということ、本当に大変だなと思っております。

そういうことで理解をするわけですが、この令和4年度で見込んでいた令和5年度の確定ベースを見て、今回、再算定したら給付の増額が見込まれるということであるんですが、この傾向というのは、市が把握、当初このぐらいの人数であろうといったボリュームよりも、支払うべき人たちの給料が減っているというようなところからこういう大きな差が出ているのか、それともそうじゃないのか。そこら辺のこの1億5千万円分の差額が見込みよりもずれが生じているということは、何か言えること、分析してるということはどう

いう背景があるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 3月議会の一般会計補正予算（第1号）の算定におきましては、令和5年度の税情報を基に算定を行いました。所得税が国税なので把握が難しいことがございまして、国の算定ツールもない状況でその算定を行いました。

今回、令和6年度の個人住民税及び令和6年の推計所得税が判明いたしましたので、さらに国からの定額減税補足給付金のツールシステムが届いたということで、ちょっと比べる年度が当初スケジュールの問題で令和5年度で積算いたしました。今回、額確定とともに再度、令和6年度ベースで再算定したところの差異でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ほんと大変な中で、こういった難しいことをやっておられるんだなと思っております。国がやるんだしたら、国がもっと早く令和5年度に国のツールを皆さんに出した上で、こういうことをお願いするというのは分かるんですけど、そういったことも国はせずに、令和6年度によろしく確定ツールもできたということで、こういうふうにとどまらないうちでやっているということで、ほんとに国のやり方はまずいなと私は思っております。

そういう中で、この差異が生じて1億5千万円余の給付をしなければならないということになるんですが、ちゃんと漏れがないような周知だとか、その申請を個人でしなければならないとか、申請しなくても自動的に入る人もおれば、申請をしないともらえないという人もおられると聞いております。そういう中で、漏れがないような形でちゃんと給付できるという形というのは、何か今考えているのか、どういうふうに対応していくのかというのはあったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 こちらにつきましては、7月下旬以降を予定しておりますが、対象者に郵送するしだいでございます。その郵送のものに対しまして、返信用の封筒を同封させていただきます、給付を振り込みする口座等の記入を記載していただいて返していただき、そちらに振り込ませていただくという形を取っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 郵送して、返信用の用紙で返してもらうということで対応するということですが、それでちゃんとほとんどはやられる方はいると思うんですが、忘れていたりとか、出さない人含めて、こちらの市として誰が出てないのかというのが分かるのかどうか、分かたらそういう人に催促というか、そういった考えの認識もあるのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 今回、出させていただく通知につきましては、10月末をもつての締切りを考えております。そこで、その後につきましては、広報等PRできるもので促していく予定を考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと補足で確認します。

郵送で返信してもらうということですが、これも、プッシュ型でマイナンバーというか定額給付金10万円でもそうですけど、せっかくマイナンバーがあるんだから、そういう方には別に口座登録してあるんだから、そこへはもうこっちから一方的、一方的ということの表現でいいか分かりませんが、給付して、それができない人は郵送して返信してもらうというシステムが取れなかったのか、

確認します。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 今回の給付につきまして、国から示されたスケジュール的な問題もございまして、今回、一斉に郵送をさせていただいて回収し、振り込むという形を取らせてもらおう状況になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 国は、マイナンバーを進めておきながら、こういうときにマイナンバーを利用しないという役人のやり方、言ってもしようがないですけども、利用できないというか国がそうしようとはしなかったからやらなかったと理解しておきます。

それから、今回の減税は、一般的に国税で3万円、住民税で1万円というような数字が言われておりますけども、納税している方はその範囲で減税という形で、税金を減らすんですけど、例えば、今の金額未満の、全額は減税できんですけど残りは給付金みたいなパターンの納税パターンもあると思うんですよ、きっちり全部ゼロとかではないわけですので。

そういうパターンの人たちは、中途半端な減税をせずに、減税をしなくて足りない分、減税し切れん分を全額給付金で払うというやり方なのか、その辺はどういうふうな区別と判断をされたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 私が3月までこれを担当しておりましたので答えさせていただきますが、住民税の所得割と推計所得税額がそれぞれ出ますので、そこから1人1万円と3万円、扶養がおればその分加算されていますので、それをまず引いて、引き切れてしまえばそのまま減税で終わります。引き切れない、1万円引くのに所得割が5千円しかない方というのは、残り5千円残りますので、その方がこの定額減税補足給付金というのに該当しますので、そういった形の予算になります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 全部引き切れる人は分かりますけど、引き切れない残りの金額は、残りの金額を給付するという解釈でいいのか、全く、例えば非課税世帯みたいな方は、全額給付、3万円と1万円全額給付という判断なのか、そういう区分でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 ちょっと言い足りませんでしたけど、5千円になったら1万円単位にしろと国は言っておりますので、5千円減額して、5千円残ったら1万円になりますので、そういった形で、定額減税補足給付金として給付する形になります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 確かそんな報道もありました、1円でも残つとると1万円もらえるって、何だかおかしいんじゃないか、制度的におかしいというような話もありましたけど。

引き切れなかった人は、5千円は引かずに1万円支給、3万円引き切れなかった人は、引かなくて3万円支給じゃないよね、それではおかしいと。じゃ、3万円未満の納税額が2万9千円引いて1万円支給、何かすごい中途半端だけど得な制度のような、こんな不公平な減額ということを、大体、国がやることなのかよく分かりませんが、某総理が突然言い出して国が混乱して、こういう制度になったと思いますけども。

低所得者の方、あるいは生活困窮者、あるいは物価高に苦しんでいる方には恩恵と言えば恩恵なんですけども、分かりにくい制度だと思います。

全員郵送ということですけども、郵送が全て届いたこれまでの実績があるのか、返信がないというような人も、ひょっとしたら見えるのかもしれませんが、期限が来たらそれで終わりということなのか、郵送だけの数字ではなくて、当然、広報ほのかですとか、防災行政無線ですとか、それ以外の周知も当然、

十分やった上で、あえて申請しなかった人が出てくればやむを得ないかもしれませんが、漏れがないよう周知の方法をもう少し工夫していただきたいと思いますが、いかがですか。

○丸山隆弘委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 今、御指摘ありましたように、防災行政無線及び広報ほのか等、周知の方法を行っていきたいと思っております。以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第81号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第81号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午前10時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘